

第四 1953年の「らい予防法」

【表Ⅳ－5】刑名・刑期別人数

刑名・刑期	人数
懲役1月以上7月未満	20
懲役7月以上1年未満	6
懲役1年以上2年未満	31
懲役2年以上3年未満	14
懲役3年以上4年未満	10
懲役4年以上5年未満	3
懲役5年以上6年未満	1
懲役6年以上7年未満	3
懲役7年以上8年未満	4
懲役8年以上10年未満	10
無期懲役	2
被疑者	13
総数	117

(単位：人)

3. 留置場の設置

前述したように、1950（昭和25）年7月に厚生省医務局長東龍太郎はハンセン病患者のための留置場の必要を主張していたが、まだ、そのときは実現しなかった。しかし、改正された「らい予防法」には、懲戒規定については謹慎・譴責は明記されたものの、監禁が削除されたため、各療養所内に設置されていた監禁所は不要となり、その処遇が問題となった。

1953（昭和28）年8月13日に全患協と会見した厚生事務次官宮崎太一は、監禁所を今後は使用しないし、また、留置場には転用しないことを明言した（1954年6月23日付各療養所支部長宛て全患協議長末木平重郎「所内監禁室を国警留置場所に移管する旨の医務局長通達に就て」）。ところが、1954（昭和29）年6月15日、厚生省医務局長は松丘保養園長に宛て「行政財産（監禁室）の無償所管換について」を通達し、国家地方警察本部において「拘置所設置計画案」が決定したので、「不要となつた監禁室」を厚生省から国家地方警察本部に移管する旨を伝えた。すでに大島青松園では6月18日に「香川県国家地方警察隊長が突然来園、所内監禁室を国家警察の留置場に使用すると称して園内監禁室を調査」する事態となり、これを知った全患協は、この決定は次官との約束を反故にするものとして強く反発、6月23日、各療養所の支部（各園の自治会）に対し、「所内監禁室を国警留置場に移管する旨の医務局長通達に就て」を發し、反対の意思表示をするように求めた。

しかし、この件については、各園により事情が異なっていた。すなわち、厚生省ではすべての療養所の監禁所を国家地方警察の留置場に移管させるのではなく、いくつかの園に限定していたのである。全患協が7月6日に各支部長宛てに送付した「本部事務局への連絡情報及その後の運動状況」によれば、留置場について、すでに移管手続きをおこなったのは松丘保養園・東北新生園・多磨全生園・大島青松園の四園、留置場を新築するというのが星塚敬愛園、すでに存在するというのが菊池恵楓園と栗生楽泉園、未定が長島愛生園と呂久光明園、不明が駿河療養所となっている。菊池恵楓園の場合はすでに「癩刑務所」が設置されているが、栗生楽泉園については、1952（昭和27）年3月13日に群馬県国家地方警察隊長と自治会側とで合意して、旧監禁室が留置場に移管されていた